

# 訓令

埼玉県  
埼玉県議会  
埼玉県教育委員会  
埼玉県公安委員会  
訓令第一号

本庁  
地域機関  
埼玉県議会議務局  
埼玉県教育局  
埼玉県警察本部

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司  
埼玉県議会議長 宮崎栄治郎  
埼玉県教育委員会委員長 高木康夫  
埼玉県公安委員会委員長 阿部理一郎

埼玉県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

埼玉県  
埼玉県議会議長  
埼玉県教育委員会  
埼玉県公安委員会  
埼玉県自家用電気工作物保安規程（昭和五十年訓令第一号）の

一部を次のように改正する。

第三条第五項中「第四十四条第一項」を「第四十四条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第十八条第三項中「第五十条の二第一項」を「第五十一条第一項」に改める。  
第二十条第二項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

## 附則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第三条第五項及び第十八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。